

# 市長・副市長等の給料月額の改定について

令和8年6月25日 総務局人事部給与課

## 1 給料月額の改定の検討に至った経緯

- 本市では、市長・副市長等の給料月額は平成21年8月に改定を行って以降、以下のことから据え置かれていた。
  - ・ 一般職の職員の給与水準の変動が比較的小幅であったこと。
  - ・ 改定の必要性を判断するための基準や目安が明確でなかったこと。
- 近年の社会情勢の変化を背景に、特別職の給料等を改定する自治体が増えてきた。
- 本市においても、給料改定の考え方の整理が必要と考え、岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に諮問（令和8年1月15日）を行った。

## 2 審議会での主な審議内容

### （1）給料月額の改定の目安等について

- ① 特別職の給料等の改定の必要性については、以下の事項を総合的に勘案し判断
  - ・ 国家公務員の特別職の職員の給与改定状況
  - ・ 本市特別職の職員の給与改定の経緯
  - ・ 本市一般職の職員の給与改定状況
  - ・ 他の政令指定都市等との均衡
  - ・ 社会経済情勢の変化
  - ・ 本市の財政状況
  - ・ 本市一般職の職員との均衡、本市特別職の職員間の相互均衡（職務・職責に応じたものにすべき）
- ② 上記事項を踏まえた審議結果
  - ア 他の政令指定都市における特別職の給料改定の考え方の傾向
  - イ 一般職の職員間において、近年、若年層の職員と本市一般職の中で最も職位の高い局長級の職員とで給料改定状況に差があること等の観点
  - ア・イを踏まえ、市長・副市長等の給料月額の改定については、
    - ・ 直近改定時以降の本市局長級の職員の給料改定状況を目安とし、
    - ・ 諸事情を総合的に勘案のうえ、改定の必要性を判断することが適当

# 市長・副市長等の給料月額の改定について

## (2) 市長・副市長等の給料月額について

- ・令和7年度現在、本市局長級の職員の給料水準は、前回市長等の給料を改定した年（平成21年）の水準と比較して1.2%上回っている状況
  - ・本市局長級の職員の給料改定状況を目安としたうえで、①他の政令指定都市等との均衡、②本市の財政状況、③市長の給料を改定していない間の社会情勢の変化等を総合的に勘案
- ① 他の政令指定都市等との均衡（令和7年4月1日時点）
- ・岡山市長の給料月額1,160,000円は政令指定都市で20位（政令指定都市の平均額は1,309,300円）
  - ・地域手当、期末手当を含めた年収で比較すると18位
  - ・人口及び予算規模が類似する政令指定都市7市で年収の比較すると5位
- ② 本市の財政状況
- 本市の各財政指標の推移は、総じて健全に推移
- ③ 市長の給料を改定していない間の社会情勢の変化等
- 全国と岡山市の消費者物価指数は、近年大きく上昇

## (3) 審議会の答申内容

上記の諸事情を総合的に勘案し、市長・副市長等の給料月額については、局長級の改定状況である1.2%を踏まえた額に引き上げることが適当

## 3 改定に至った理由及び改定額

審議会の答申（令和8年3月12日）を尊重し、答申に基づき市長・副市長等の給料月額の改定を行うことが適当と判断し、以下の額を増額することとした。

・市長	月額1,160,000円 × 1.2% = 14,000円
・副市長	月額 920,000円 × 1.2% = 11,000円
・教育長	月額 746,100円 × 1.2% = 8,900円
・常勤監査委員	月額 596,900円 × 1.2% = 7,100円